



福島医発第 880 号（地）
令和 3 年 6 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた医師・看護師等の
兼業に関する取扱いについて

新型コロナワクチンの接種に協力する場合の介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関しましては、令和 3 年 5 月 13 日付（福島医発第 494 号（地））および令和 3 年 5 月 28 日付（福島医発第 623 号（地））文書においてご連絡申し上げたところです。

今般、新型コロナワクチンの接種について、介護サービス事業所としてのご協力のみならず、個々の医師・看護師等の皆様が、勤務する事業所の職務外においてもその意思に基づき接種に協力しやすい環境を整備する観点から、各事業所における医師・看護師等の兼業の許可や届出等に関する柔軟な取扱い（例：ワクチン接種に従事する場合には、勤務先への事前許可手続を柔軟化する等）について、配慮いただきたい旨が記載された事務連絡が、厚生労働省より各都道府県等行政宛に発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

○ 介護保険最新情報 vol. 987

新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた医師・看護師等の兼業に関する取扱いについて（依頼）

（令 3. 6. 3 事務連絡 厚生労働省健康局健康課予防接種室、老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 41)

令和 3 年 6 月 8 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた医師・看護師等の
兼業に関する取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新型コロナワクチンの接種に協力する場合の介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関しましては、令和3年5月10日付（介27）および令和3年5月21日付（介32）文書においてご連絡申し上げたところです。

今般、新型コロナワクチンの接種について、介護サービス事業所としてのご協力のみならず、個々の医師・看護師等の皆様が、勤務する事業所の職務外においてもその意思に基づき接種に協力しやすい環境を整備する観点から、各事業所における医師・看護師等の兼業の許可や届出等に関する柔軟な取扱い（例：ワクチン接種に従事する場合には、勤務先への事前許可手続を柔軟化する等）について、配慮いただきたい旨が記載された事務連絡が、厚生労働省より各都道府県等行政宛に発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.987

新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた医師・看護師等の
兼業に関する取扱いについて（依頼）

（令 3.6.3 事務連絡 厚生労働省健康局健康課予防接種室、老健局高齢者
支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナワクチンの接種体制の強化に
向けた医師・看護師等の兼業に関する
取扱いについて（依頼）

計 1 枚（本紙を除く）

Vol.987

令和3年6月3日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3989)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和3年6月3日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた医師・看護師等の
兼業に関する取扱いについて（依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、各自治体において、新型コロナワクチンの接種を進めるべく体制構築を進めていただいております。「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第21報）」（令和3年5月6日付け厚生労働省老健局高齢者支援課他連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第22報）」（令和3年5月20日付け厚生労働省老健局高齢者支援課他連名事務連絡）におきまして、新型コロナワクチンの接種に協力する場合の柔軟な取扱いについてお示ししてきたところですが、今般、下記の内容について、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

記

新型コロナワクチンの接種について、介護サービス事業所としてのご協力のみならず、個々の医師・看護師等の皆様が、勤務する事業所の職務外においてもその意思に基づき接種に協力しやすい環境を整備する観点から、各事業所における医師・看護師等の兼業の許可や届出等に関する柔軟な取扱い（例：ワクチン接種に従事する場合には、勤務先への事前許可手続を柔軟化する等）について、ご配慮いただきますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

なお、この件につきまして、管理者等にも共有されるよう、格別のご配慮をお願いしたい。